

# 長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部会議次第

日 時 : 令和4年12月5日 17:30~

場 所 : 県庁3階災害対策本部室・特別会議室

- 1 発生状況の概要と防疫対策本部の対応について
- 2 健康危機管理対策本部の対応について
- 3 食品安全・安心対策本部の対応について
- 4 野鳥に関する対応について
- 5 現地対策本部での対応状況について
- 6 質疑応答

長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部会議資料（第1回）

～防疫対策本部～

農 林 部

令和4年12月5日 17時30分

【畜産課 → 農政課 → 食品安全・消費生活課、感染症対策室、各振興局（家保）、議員】

（様式8）

取り扱い注意

令和4年12月5日  
農林部畜産課

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザ簡易検査  
陽性確定事例について

本日15時、佐賀県畜産課から佐賀県武雄市に所在する農場において、簡易検査陽性を確定した旨の報告がありました。

記

- 1 農場所在地 佐賀県武雄市
- 2 飼養羽数 採卵鶏約4万羽
- 3 今後の対応  
今後、遺伝子検査を実施し、結果判明は明日朝4時頃の予定です。

## 佐賀県における鳥インフルエンザ簡易検査陽性事例にかかる本県の対応について

### (1) 制限区域の設定

- ・移動制限区域内は、養鶏農場なし
  - ・搬出制限区域内は、養鶏農場2戸（肉用鶏1戸※、採卵鶏1戸）愛玩鶏1戸　：総飼養羽数829羽
- ※11月24日に出荷

### (2) 消毒ポイントの設置準備 設置場所の候補

番号	道路名称	設置場所	地点
1	県道1号	やきもの公園	半径3km
2	県道222号	JAながさき県央ライスセンター	半径10km
(3)	国道34号	坂本製茶工場前	半径10km
(4)	国道35号	三川内焼伝統産業会館	半径10km

(3)、(4)は佐賀県と設置を調整中

※遺伝子検査陽性後、消毒ポイントの設置作業及び移動制限開始

### (3) 県内異状の有無の確認及び注意喚起

12月5日（月）に家さん飼養農場139戸（100羽未満を含む）に対し、異状の有無の確認を実施。異状の報告なし。

### (4) 緊急消毒の実施（予定）

- ・対象農場：家さん飼養農場139戸（100羽未満を含む）
- ・消石灰散布：12月12日（月）～12月23日（金）
- ・散布状況および飼養衛生管理基準遵守状況を家畜保健衛生所が順次確認する。

## 福祉保健部の対応について

### (1) 健康調査等

#### ① 動員者リストの作成

約190名（県内10保健所及び福祉保健部）より動員の動員者リストを作成済み。

県内での家きんに鳥インフルエンザが発生した場合には、防疫作業の規模に応じ最大45人の動員班を12時間交代で編成し、現地に派遣。

#### ② 必要備品の在庫量の確認（各保健所へ装備）

健康調査等に要する血圧計、体温計、手指消毒薬等の在庫量を確認済み。

○体温計：347本

○手指消毒薬：17ℓ

県内で鳥インフルエンザが発生した場合には、動員者が現地へ持参。

#### ③ 防疫作業従事者への注意喚起

県内で家きん鳥インフルエンザが発生した場合、別紙を用いて動員者が現地で防疫作業従事者へ説明。

### (2) 県民への周知

一般の住民の方が、日常生活の中で鳥インフルエンザに感染することがないことなどをホームページにより周知。

## 防疫作業に従事いただく皆様へ

防疫作業従事大変お疲れ様です。

鳥インフルエンザは、この病気にかかったトリと接触して、羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、そのトリのフンや内臓に触れた手を介して鼻からウイルスが入ったりするなど、ヒトの体内に大量のウイルスが入った場合に、ごくまれにかかることが知られています。

ヒトが鳥インフルエンザにかかったことが確認された例は、感染防御の対策を取らずに極めて無防備な状態で、鳥インフルエンザに感染したトリと濃厚な接触があった場合に限られます。

なお、防疫作業に従事するにあたって下記を熟読のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※防疫作業従事者除外基準に該当する方は防疫作業に従事できません。

### 【防疫作業従事者除外基準】

- ・慢性心疾患で通院加療中の者
- ・慢性呼吸器疾患で通院加療中の者（喘息を含む）
- ・慢性腎疾患の者
- ・免疫機能不全の者
- ・鳥アレルギーの者
- ・アルコール禁忌の者
- ・医師から重度の肉体労働を止められている者

### （１）作業従事前の健康調査

防疫作業を行う前に保健所による健康調査を受けてください。事前に鳥インフルエンザ防疫従事者問診票の所定の事項に記入するとともに、体温を測定し記入してください。

### （２）作業中の留意事項

- ①脱水症を起こさないよう、十分に水分を取ってください。
- ②作業中のけがや、気分や体調が悪くなった場合は無理をせず、すぐに申し出てください。
- ③防護服等を脱ぐ際は、脱衣方法を守り、感染の防止に注意してください。
- ④作業中、防護服等に不備があった場合、すぐに責任者に申し出るとともに指示に従って下さい。

### （３）作業終了後の健康調査

- ①作業終了後の健康状態を把握するため、健康調査を行います。
- ②作業に従事した方は、必ず終了後の健康調査を受けてください。

### （４）作業終了後の経過観察

最終作業日の翌日から10日間は、必ず健康観察（体温、呼吸器症状、その他自覚症状等）を行い、その結果を防疫作業従事者用体温記録用紙に記入してください。なお、健康観察期間終了後、当該記録用紙は作業従事者を出した各職場（課・地方機関）で取りまとめ後、保健所へ提出してください。

## 鳥インフルエンザ（ヒトの健康に関すること）

### 鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

ヒトについては、この病気にかかった鳥類と接触して、羽や粉末状になったフンを吸い込んだり、触れたりすることによって、大量のウイルスが体内に入ってしまった場合に、ごくまれにかかることが知られています。

日本では、この病気にかかった鶏等は安全に処分されており、通常の生活で病気の鳥と接触したり、フンを吸い込むようなことはほとんどないことから、住民の皆さんが鳥インフルエンザに感染する可能性はきわめて低いと考えられます。

### 高病原性鳥インフルエンザとは

鳥インフルエンザのなかでも、鶏に感染させた場合に、高率に死亡させてしまうようなものを高病原性鳥インフルエンザといいます。その原因となるウイルスは高病原性鳥インフルエンザウイルスといいます。高病原性鳥インフルエンザウイルスとしては、A/H5 亜型のものと A/H7 亜型のものが知られています。

### 鳥インフルエンザと新型インフルエンザと関連

鳥インフルエンザ＝新型インフルエンザではありません。

鳥類に対して感染性を示す A 型インフルエンザウイルスによる感染症が、鳥インフルエンザです。一方、新型インフルエンザは、既知の鳥インフルエンザウイルスや豚インフルエンザウイルスの遺伝子の変異し、ヒトからヒトへと効率よく感染する能力を獲得した、新たな遺伝子を持つインフルエンザウイルスによる感染症です。

### 鳥インフルエンザの御相談窓口（ヒトの健康に関すること）

鳥インフルエンザについて、ご相談は最寄の保健所までお尋ねください。

保健所名	住所	電話番号	保健所名	住所	電話番号
長崎市保健所	長崎市桜町6-3	095-822-8888	佐世保市保健所	佐世保市高砂町5-1	0956-24-1111
西彼保健所	長崎市滑石1-9-5	095-856-0691	五島保健所	五島市福江町7-2	0959-72-3125
県央保健所	諫早市栄田町26-49	0957-26-3304	上五島保健所	南松浦郡新上五島町有川郷2254-17	0959-42-1121
県南保健所	島原市新田町347-9	0957-62-3289	壱岐保健所	壱岐市郷ノ浦町本村触620	0920-47-0260
県北保健所	平戸市田平町里免1126-1	0950-57-3933	対馬保健所	対馬市巖原町宮谷224	0920-52-0166

令和 4 年 1 2 月 5 日  
 食品安全・安心対策本部

「食品安全・安心対策本部」の対応について

1. 食鳥処理場における確認事項

( 1 ) 発生農場からの本日の搬入状況

処理場の名称	所在地	搬入の有無	羽数	措置状況
A 処理場	諫早市	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	羽	
B 処理場	諫早市	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	羽	
C 処理場	島原市	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	羽	
D 処理場	佐世保市	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	羽	

( 2 ) 本日の検査状況

処理場の名称	異常の有無	異常の状況
A 処理場	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
B 処理場	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
C 処理場	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	
D 処理場	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	

食鳥検査： 生体時に外観や動作に異常がないか、死んでいる鶏が異常に多くないかといったことの確認及び解体後に内臓等に病変がないかといった検査を実施。

2. 鶏肉・鶏卵の安全性にかかる風評被害の発生防止

( 1 ) ホームページ、チラシ等による啓発

内閣府食品安全委員会が示している考え方にに基づき啓発を実施  
 ( 別添チラシ ( 4 p ) 参照 )

( 2 ) 相談窓口の設置

食品安全・消費生活課、県立保健所に設置

鳥インフルエンザについて<sup>(注)</sup>  
鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

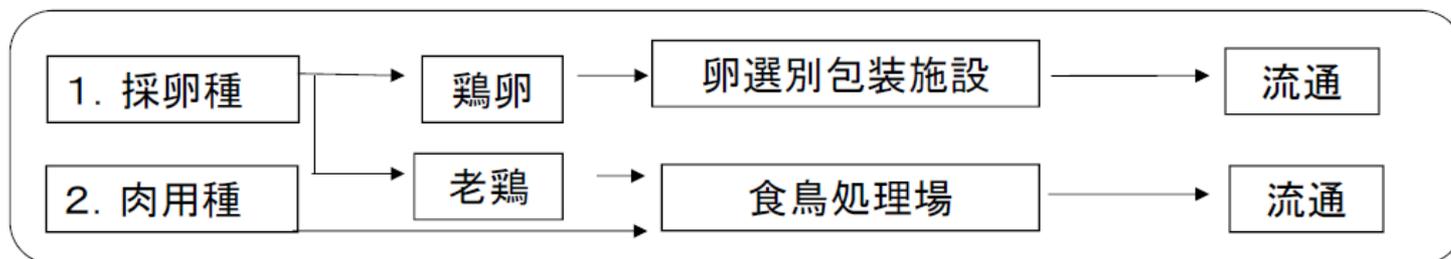
☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→ [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→ [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

## 〔参考情報〕

1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。
2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。
  - 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設(GPセンター)において、次亜塩素酸ナトリウムなどを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。
  - 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気にかかっている疑いのある鶏は食用にされません。



## 野鳥等における鳥インフルエンザの対応について

### 1. 本県における野鳥に係る鳥インフルエンザの調査状況

#### (1) 死亡野鳥等調査

環境省が定める対応レベル に応じた死亡野鳥等調査を実施する。

対応レベル：3 (国内複数箇所発生時)(12/5 現在)

< 本年度実績 > (12/5 現在)

陽性 2件

回収日	発見場所	確認種	検査結果	対応
11/25	諫早市森山町本村 (森山干拓地)	ナベヅル	遺伝子検査陽性 高病原性鳥インフ ルエンザ(H5亜型)	野鳥監視重点区域 (環境省設定)内監 視強化
11/28	諫早市森山町下井牟田 (旧干拓地)	ナベヅル	簡易検査陽性 * 遺伝子検査実施 中	同上

陰性 6件

12/5 疑似患畜が確認された佐賀県武雄市の家きん農場周辺 10km 圏内に佐世保市、東彼杵町、川棚町、波佐見町の一部が含まれ、環境省により野鳥監視重点区域区域に設定される予定であり、監視を強化する。

#### (2) 野鳥糞便採取調査

対象種：カモ類等

採取場所：諫早湾干拓調整池(県)

対馬市上県町佐護、厳原町内山(環境省)

< 本年度計画 >

実施日	検査検体数	結果
11/4(実施済)	100	陰性
R5.1月	100(計画数)	

### 2. 全国の野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

本年度発生状況 1道13県 81件(12/2 現在)

\* R3発生状況 8道府県107件

### 3 . 死亡野鳥等に対する県民の皆様へのお願いについて

野鳥との接し方については、HP等において、従来より以下のとおり周知しており、今後新聞・ラジオ等において情報提供のお願いを実施予定。

#### 県民の皆様へのお願い（野鳥との接し方について）

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。

正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、県庁、最寄りの県振興局総務課、市役所または町役場へご連絡ください。

死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。

日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後は、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

#### 【県の連絡先】

連絡先(担当部局)	代表電話	直通電話
県庁県民生活環境部 自然環境課	代表095-824-1111	自然環境課095-895-2381
島原振興局管理部総務課	代表0957-63-0111	総務課0957-63-5036
県北振興局管理部総務課	代表0956-23-4211	総務課0956-22-0374
五島振興局管理部総務課	代表0959-72-2121	総務課0959-72-4852
壱岐振興局管理部総務課	代表0920-47-1111	総務課0920-47-4396
対馬振興局管理部総務課	代表0920-52-1311	総務課0920-52-1206

### 4 . その他

県内の鳥類の展示施設( 8 施設 )について異常がないことを確認済み。